

■感染症の予防と感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症予防新法)

(1998年10月2日公布, 1999年4月1日施行)

- 1) 一類感染症(5疾患): 危険度がきわめて高い感染症で, 原則として入院勧告・命令
ペスト, エボラ出血熱, クリミア・コンゴ熱, マールブルグ熱, ラッサ熱
- 2) 二類感染症(6疾患): 危険度が高い感染症で, 状況に応じて入院勧告・命令
腸チフス, パラチフス, ジフテリア, コレラ, 細菌性赤痢, 急性灰白髄炎(ポリオ)
- 3) 三類感染症(1疾患): 危険度は高くないが, 状況に応じて特定職種の就業制限あり
腸管出血性大腸菌感染症
- 4) 四類感染症(*: 特定感染症予防指針を作成する7疾患): 感染症発生動向調査必要
 - a) 全例届出(33疾患)
後天性免疫不全症候群(エイズ)*, 梅毒*, マラリア, アメーバ赤痢, 急性ウイルス性肝炎, エキノコックス症, 黄熱, オウム病, 回帰熱, Q熱, 狂犬病, クリプトスポリジウム症, クロイツフェルト・ヤコブ病, 劇症型溶血性連鎖球菌感染症, コクシジオイデス症, ジアルジア症, 腎症候性出血熱, 髄膜炎菌性髄膜炎, 先天性風疹症候群, 炭疽, ツツガムシ病, デング熱, 日本紅斑熱, 日本脳炎, 乳児ボツリヌス症, 破傷風, 発疹チフス, バンコマイシン耐性腸球菌感染症, ハンタウイルス肺症候群, Bウイルス症, プルセラ症, ライム病, レジオネラ症
 - b) 定点届出機関のみが届出
 - 1) 小児科を有する病院・診療所(12疾患)
咽頭結膜熱, A群溶血性レンサ球菌咽頭炎, 感染性胃腸炎, 水痘, 手足口病, 伝染性紅斑, 突発性発疹, 百日咳, 風疹, ヘルパンギーナ, 麻疹(成人麻疹を除く), 流行性耳下腺炎
 - 2) 内科または小児科を有する病院・診療所(1疾患)
インフルエンザ*
 - 3) 眼科を有する病院・診療所(2疾患)
急性出血性結膜炎, 流行性角結膜炎
 - 4) 産婦人科, 性病科, 泌尿器科または皮膚泌尿器科をもつ病院・診療所(4疾患)
性器クラミジア感染症*, 性器ヘルペスウイルス感染症*, 尖圭コンジローマ*, 淋菌感染症*
 - 5) 300床以上で内科および外科を有する病院(9疾患)

急性脳炎(日本脳炎を除く), クラミジア肺炎(オウム病を除く), 細菌性髄膜炎, ペニシリン耐性肺炎球菌感染症, マイコプラズマ肺炎, 成人麻疹, 無菌性髄膜炎, メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症, 薬剤耐性緑膿菌感染症

- 5) 指定感染症: 1~3類を除く既知の感染症で, 緊急に对人・対物処置を講じる必要のあるもの。政令で定める。
- 6) 新感染症: 一類感染症に準じる新興感染症(未指定)
(結核予防法, 検疫法, 狂犬病予防法, 食品衛生法, 学校保健法は別扱い)
(1~3類感染症: ヒトからヒトへの伝染力があるため, 行動制限がかかる。
1類: 原則入院, 2類: 状況に応じて入院, 3類: 就業制限あり)

■指定医療機関

- 1) 特定感染症指定機関(国が設置, 全国に2カ所, 新感染症に対応)
- 2) 第一種感染症指定機関(都道府県が1カ所ずつ設置, 1類感染症に対応)
- 3) 第二種感染症指定機関(都道府県が二次医療圏ごとに1カ所設置, 2類感染症に対応)

■感染症新法の特徴

- 1) 感染症類型の再整理と医療体制の見直し
- 2) 事前対応型行政の構築
 - ① 感染症発生動向調査体制(サーベイランス)の整備・確立
 - ② 国・都道府県が基本指針, 予防計画を事前にたてる
 - ③ 特定感染症予防指針を策定(インフルエンザ, エイズ, 性感染症)
- 3) 患者の人権尊重に配慮した入院手続きの整備
- 4) 国際協力の推進
- 5) 動物由来感染症対策の充実

■医師に届け出を義務づけている感染症関連法

- ① 感染症予防新法
- ② 検疫法
- ③ 狂犬病予防法
- ④ 結核予防法
- ⑤ 食品衛生法
- ⑥ 学校保健法